

子ども関連TOPICS ①

子育て支援の新たな展開

—次世代育成支援対策推進法に求められる視点—

森田 明 美 (東洋大学社会学部教授)

1 少子化問題と子育て支援の登場

合計特殊出生率はとどまるところを知らず下がり続け、2002年は1.32になった。2002年1月に厚生労働省の社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の人口の将来」では、少子化の原因を従来の晩婚化による未婚率の上昇<25~29歳の女性の未婚率20.9% (昭和50年)→54.0% (平成12年)、平均初婚年齢の上昇24.7歳 (昭和50年)→27.0歳 (平成12年)>のみならず、既婚夫婦の完結出生数が1.96人 (平成9年)→1.72人 (平成14年)の減少が顕著になっていることを明らかにしている。少子化は日本社会の未婚男女のみならず、既婚夫婦の問題にまで普遍化し、少子化対策の抜本的改革が迫られることとなった。

「エンゼルプラン」として少子化対策に取り組み始めてから既に10年。子どもを生み育てることについて、個人的な営みから、国家的な課題に取上げるようになった現在、家庭責任が厳しく問われ、社会的な支援が積極的におこなわれることがなかった子育て分野にスポットがあたり、多くの施策が講じられるようになったといえる。だが、エンゼルプラン以降展開された子育て支援への深い国家の関与も、現在のところ合計特殊出生率を上げることができないでいる。

2 「次世代育成支援対策推進法」成立 (2003年7月9日)

次世代育成支援対策推進法は、1999年に第2次エンゼルプランを発表し、以降少子化対策プラスワンを出し、男性を含めた働き方の見直しを求めたものの出生率の向上が期待できない中で、子育て支援の総合支援として大変期待されたものであり、少子化問題を次

世代問題と位置付けることには共感できるところが多分にある。次世代を担う子ども問題として、日本をどのような国にするのか、私たちが住む地域自治体がどのような地域になるのかという視点で少子化問題を考え、その具体的な施策を行動計画にして推進していくということはとても大切なことである。10年間の時限立法によって、2004年度には、国の行動計画策定指針に従い、全ての地方公共団体は行動計画を策定し、事業主もまた行動計画を策定し (従業員300人を超す企業に行動計画の策定を義務付け)、その行動計画にしたがって次世代を育成していくことになる。

この法律に関連して、市町村における子育て支援事業の実施、保育の実施への需要が増している都道府県、市町村では、保育の実施等に関する供給体制の確保に関する行動計画を定めるとする児童福祉法も改正されることになった。

児童福祉法の主な改正点は、子育て支援を児童福祉事業にに入れることであった。その結果、子育て支援の枠組みは、今後これまで以上に変化することが予想される。

3 自治体における子どもの権利実現の必要性 —次世代育成支援行動計画策定にあたって

2004年には子どもの権利条約を日本が批准して10年を迎える。また、子どもの権利条約の批准後、2回目の国連子どもの権利委員会へ日本政府が提出した子どもの権利実現に関する日本の取り組み状況に関する報告書の審査も、来年1月に実施される予定である。

行動計画を策定するにあたっては、このような状況を勘案して、各

NEWSLETTER No.70 CONTENTS

子ども関連TOPICS

- ① 次世代育成支援対策推進法に求められる視点 /1
- ② 「多治見市子どもの権利に関する条例」制定 /2
- ③ シリーズ子ども救済 3 [兵庫県川西市] 子どもの人権
オンブズパーソンの継続を！—川西市民より /3
- ④ 愛知県高浜市・たかはま子ども市民憲章制定 /5
- ⑤ 国連・子どもの権利委員会、日本の第2回政府報告書の
予備審査を終了 /6

イベント報告

- ・ AIDS文化フォーラム in 横浜におけるワークショップ実践 /4

子どもの権利条約AtoZ 第3回 /5

- ・ 第三条：子どもの最善の利益
- ・ 第四条：締約国の実施義務

フォーラム2003 in かわにし実行委員会だより /7

お知らせ /8

自治体で子どもの権利を実現していくために、子どもの権利条例の制定の可能性を探ることと、子どもの権利侵害を救済する子どもの権利オンブズパーソンを配置することを土台にし、地域での子ども参加を実現していくことが必要である。

ここ数年「子どもの権利条例」とか「子どものためのオンブズパーソン制度」などいくつかの自治体が子どもの権利の実現の方法を模索し、多様な形態で作りはじめている。こうした形以外にも子どもの権利に関する宣言として作られたものもあり、現在もいくつかの自治体が、その自治体にあったかたちで子どもの権利の実現について取組みをしている。

4 子育て支援の課題

子育て支援を少子化対策として展開している限りにおいては、出生率は上昇しないであろうと思う。安心して子どもを産み育てることができる社会というのは、子どもが健やかに育つ社会である。子どもが元気に育つ。楽しい子育てがある。そうした社会作りなくして、小手先の子育て支援をされたとしても、難しそうな子育てにあえて挑戦する男女は登場してこないであろう。子どもの育つ環境整備に心を傾けることは、遠回りのように見えて、実は最も大切なことではないかと思っている。

子ども関連TOPICS ②

「多治見市子どもの権利に関する条例」制定

～岐阜県多治見市（2003年9月）～

伊藤香代（岐阜県多治見市役所企画部 文化と人権の課）

多治見市では、未来を担う子どもたちの権利を保障するため、「多治見市子どもの権利に関する条例」を平成13年度からの第5次総合計画に位置付け、平成15年9月に制定いたしました。

子どもの権利の推進に関しては、子どもをひとりの人間として大切に、その権利を保障していくために、平成8年度から子どもの意見表明や市民参加を重視した様々な取り組みを行ってきました。

I 多治見市の子どもの権利に関する取り組み

多治見市では、「子どもの権利とは何か」について考えるきっかけづくりや、現状の意識の改善・向上のため、子どもの権利に関する具体的な施策に取り組んできました。

1 子どもの権利の広報・普及

条約の趣旨の浸透のため、子ども自身によることばとイラストによる条約啓発リーフレットを作成し、市内小中高等学校生及び全戸に配布。市の広報紙のコラム、コミュニティーFMやケーブルテレビなどの媒体により、子どもの権利の考え方やそれに関わる施策等について継続的に広報普及に努めています。いずれの場合も、子どもの関わりを積極的に取り入れ子どもからの発信も重視しています。

2 多治見の子どもたちの現状～子どもの権利に関するアンケート～

子どもの権利に関する多治見市の現状を踏まえた施策の展開をしていくために、子どもや子どもに関わるおとなを対象に「子どもの権利に関するアンケート」を行いました。子どもたちの生の声や、子どもの権利に関する市民の意識と実態を把握するための重要な資料としています。

<主なアンケート>

・子どもの権利に関するアンケート：＜一般市民：おとな・子ども各500名＞ 子どもの権利に関する意識と実態を把握し、子どもの権利の推進の参考とするとともに、この課題のありようを広く市民が考える機会となることを目的。

・子どもに関する現状・問題点と対策についてのアンケート：＜教育・福祉・市民団体等、子ども関連機関＞ 子どもの権利についての現状認識についての確認、子どもに関わる問題への対策の方向性や条例への期待等について。

・子どもに関する現状・問題点と対策についての養護教諭アンケート：＜多治見市内の小中高校養護教諭＞ 子どもの居場所、相談を

含めた保健室での現状、対策、課題について。

・子どもの権利に関する教員アンケート：＜市内小中学校全教諭＞ 子どもの権利に関する教員の意識を今後の検討の課題に反映させると共に、この課題のありようを広く教員が考える機会となることを目的。内容は比較検討の為「子どもの権利に関するアンケート」の項目を基本。

3 組織の取り組み～多治見市子ども関連施策担当部課連絡会議～

子どもの権利の視点を重視し、子どもに関わる施策を有機的に進めていくため、平成13年3月「多治見市子ども関連施策担当部課連絡会議」を設置しました。多治見市の子どもの状況を把握し、総合的に施策を実施していくために、条例制定及び制定後の実施段階において、子どもに関する関連部課が連携しながら検討をしています。

4 たじみ子ども会議と子どもスタッフ

『子どもの権利条約』の中のひとつである「子どもが意見表明をする権利」を保障するとともに、条例や市政に子どもの意見を反映していくため、たじみ子ども会議等を継続して開催しています。子ども自身の関わりを大切にするため、小中高生で構成される「子どもスタッフ」を中心に、企画段階からの子どもの参加を重視しています。子ども会議の他にも、条約のPRリーフレット作成、セミナーのパネリスト、子ども自身による子ども相談など、活動の範囲を広げています。条例の検討についても前文を中心にワークショップ等を行い、子どもが直接関わるプロセスを大切に取り組んできました。

『多治見市の子どもの権利に関する条例』制定の報告を、子どもたちは本当に安心した嬉しい表情で受け止めました。やがて、この思いが世界のすべての子どもたちの幸せになることにつながることを願い、そのために自分たちができることは何だろう、できることから始めていきたいという思いを馳せ、そのメッセージを発しています。

II 市民参加型の条例づくり

条例づくりにおける基本的な姿勢として、多治見の子どもたちのための条例を目指し検討を行ってきました。アンケート調査、関係者からのヒアリング、セミナー・フォーラム、子ども会議などでの子どもを含む市民の意見を大切にし、市民との協働を重視した条例づくりを行いました。

1 多治見市子どもの権利検討委員会

平成13年1月から市長の諮問機関として「多治見市子どもの権利検討委員会」を立ち上げ、「子どもの権利条例の制定」を視野に入れた子どもの権利に関する検討を依頼しました。ヒアリングやセミナーなどを通じて、子どもを含む市民参加を重視した条例作りを基本とし、延べ30回に及ぶ委員会の中で検討が行われました。

子どもに関する施策をいっそう充実・発展させるためには、「条例を制定し、各施策を進めていくことが必要である」という考えから、平成15年7月、条例案を盛り込んだ答申がされました。

2 子どもの権利セミナー・フォーラム

子どもの権利に関して周知し、学習する機会を提供するため、平成10年3月より、フォーラム等を開催しています。平成13年度からは、市民と共に「子どもの権利」について考える場として、2～3ヵ月毎に『子どもの権利セミナー』『子どもの権利フォーラム』を開催し、市民との意見交換なども行っています。

III 「多治見市子どもの権利に関する条例」

1 総合型の条例

子どもの権利条約に基づき、その重要な原則である『子どもの最善の利益』を確保しながら、子どもの権利保障を図ることを目的としています。子どもの権利の普及、意見表明や参加、救済、施策の推進や検証など、子どもの権利を守り、成長・自立を支援するしくみなどについて定めています。相互に関連・補完しあって子どもの権利保障を進めていく総合型の条例となっています。

2 『子どもたちの思い』をこめて

条例の前文では、この条例における子どもの権利についての基本的な考え方を示しています。「たじみ子ども会議」や「子どもの権利に関するアンケート」などから、『たじみの子どもたちの思い』が込められた表現をキーワードとして抽出しこれを基に子どもの権利検討委員会と子ども会議の子どもスタッフを中心に、子ども自身に検討してもらうという過程を経て出来上がったものです。見出しをつけるなど、子どもが読んでも理解できるような表現を特に意識しています。

3 条例で創設される新たなしくみ

(1) 子どもの権利の日

(2) 子どもの権利擁護委員

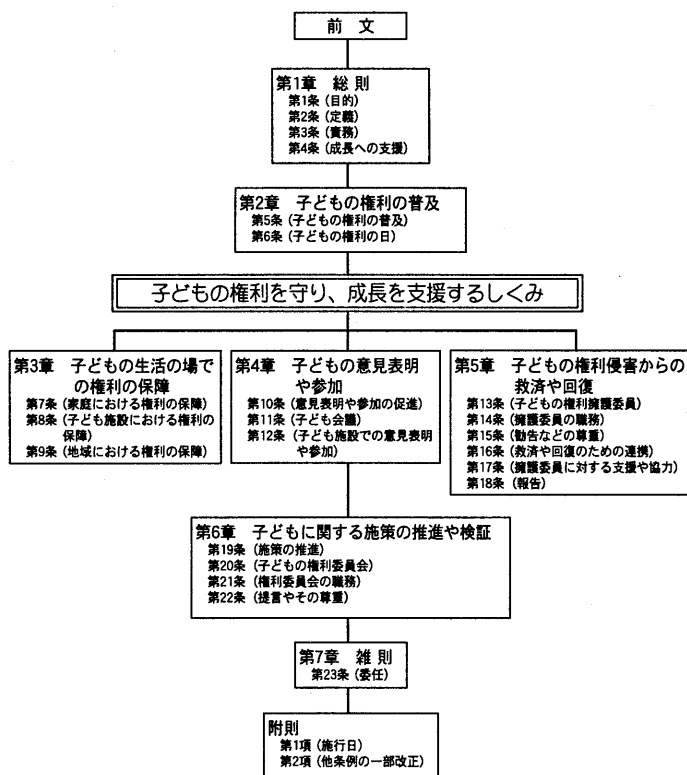
(3) 子どもの権利委員会

IV 今後の課題～条例制定後の実施段階において～

子どもの権利保障には、おとなと子ども双方の意識の向上が重要で、条約や条例の広報普及のために、子どもや市民と共にその手法を検討し、実施していくことが必要です。新たな子どもの権利擁護委員制度は、人の占める要素が非常に大きく、その人選は重要な課題です。相談所に子どもが気楽に訪れたり、安心して相談できるような工夫が必要です。

子どもの権利の施策を推進していくことは、未来を担う子どもの権利を保障していくことであり、まちづくりに繋がることです。子どもたちが安心していきいきと暮らし、まちが元気になるために、権利保障のための責任主体である、「市、親など保護者、子ども施設関係者、市民」の相互の連携を大切にし、財政や少子化などの問題点を勘案しながら、市民と協働し、施策を推進していくことが必要となります。

《多治見市子どもの権利に関する条例》 《総合条例》構成図



子ども関連TOPICS ③

シリーズ 子ども救済

連載第3回

兵庫県
川西市

川西市民からの声「ぜひ継続を！」

—川西市子どもの人権オンブズパーソン—

6月号より特集をしてきた、川西市子どもの人権オンブズパーソン。今月号では、子どもオンブズに対する子ども・保護者からの生の声をお伝えします。

私はオンブズパーソンのおかげで保健室登校だけど学校に行ける

ようになりました。今は勉強とか学校が楽しみです。オンブズパーソンが無かったら、学校にも行けなかったと思います。オンブズ

パーソンはとっても良い所です。いわゆる『オアシス』です。オンブズがあって、何人もの子供が救われたんだろう と思います。きっとあって無駄とか損とかそういうの無いと思います。

ありがとう とお礼が言いたいです。 (小5・女子、ジミニ)

「子どもの人権オンブズパーソン」への思い

—ぜひ継続を—

私は市内鷺台に住む2児の母ですが、このたびの「子どもの人権オンブズパーソン」存続の危機にあることを新聞報道で知り、胸が痛くなりました。

昨年の夏、長女(当時小4)が登校拒否となり、自分を見失いかけていた娘はもちろんのこと、ただ当惑し無力であった母親の私を救ってくださったのは、オンブズの相談員「のりちゃん」でした。どうすることも出来なかった私たちは、藁をもすがる気持ちで訪ねたのが最初でした。

学校には行けないけどオンブズには喜んで行く日が続く、少しずつ、笑顔と明るさを取り戻すわが子に私も元気をもらいはじめ、そして「いつか行けるに違いない」と信じて、元気に過ごすことだけ

を考え、学校のことは本人が言うまで触れませんでした。学校の先生も一緒になって協力してくださり、毎朝訪ねてきてくれました。「明日から行ってみる」と言い、最初は学校までたどり着けず帰ることもありました。すこしずつ、すこしずつ、門まで、靴箱まで、そして保健室まで...、そして何とか登校することが出来るようになりました。

でも、今年の4月より新しい学年になり、ゴールデンウィークを境に再び登校できず、現在、また「のりちゃん」のお世話になっています。「私はただ寄り添っているだけ...」「少しでも悩む子どもたちと落ち込むお母さんたちの力になれば嬉しいです」と言ってくださる優しさと強さにどれだけ励まされていることでしょうか。

元気に毎日当たり前のように学校に行ける子どもたちばかりではありません。今日一日を大切に元気に生きようと思えるのも「オンブズ」の支えがあるからです。

どうかこの声を、この存在を消さないで欲しいと思います。私が不出来な親だからかこのように思うのかもしれませんが、しかし、子どもには将来があります。この微かな思いが少しでもオンブズパーソン継続につながれば幸いです。(川西市・保護者)

イベント報告

AIDS文化フォーラム in 横浜(2003. 8. 1) におけるワークショップ実践

1 AIDS文化フォーラムとは

このフォーラムは、1994年に横浜で開催された「第10回 国際エイズ会議」をきっかけとして、毎年8月に開催され、今回で10回目(2003年)を迎えます。行政と医療関係中心の国際会議に対して、市民による、市民のための手作りのフォーラムであることにフォーラムの特徴があります。

フォーラムには、活動発表の場、交流を深める場、情報交換の場を求めて、全国からNGO・NPOが集まりました。そして、さまざまな分野でAIDSに関わっているグループや個人による活動報告やワークショップ、シンポジウム、展示などが行われました。

2 子どもによるワークショップ実践

子どもの権利条約ネットワークは、子どもの商業的性的搾取とエイズのつながりを伝える参加型ワークショップをしました。参加者は約20人で、中学生から学校の先生、相談員と幅広い人々で構成されました。私以外の企画者は三人とも子どもで、横浜会議経験者や子ども通信社の記者をしている子で、それぞれの経験を踏まえてエイズについて考えたことを伝えました。このワークショップの中で興味深い話題があったので紹介します。

3 ワークショップにおける話し合いの中から

○学校、家庭における性教育への根強い抵抗感

性教育についてはどの世代も学校では十分なものが受けられなかったということで一致していました。現在性教育に力を入れている学校もありますが、地域差がかなり出ているようです。そこで重要

武田 明恵 (子どもの権利条約ネットワーク)

となるものとして、家庭での性教育が挙げられました。性に関する相談員の方などは、職業柄話しやすい家庭では現在でもしっかりと家庭の性教育をしていると言っていました。しかし、子どもはやはり親には話しにくい、又、若者は親とはそういう話をしたことが無いと言っていました。

○性について話し合う場の重要性

ワークショップの中でグループに分かれて、エイズや子どもの商業的性的搾取について話したのですが、12歳問題の話がどのグループでも語られました。家庭での教育は性教育に限らず十分でない、家庭の環境自体が問われる、というような意見が出され、エイズフォーラムのような、家庭でも、学校でもない場所での話合いの場の重要性が確認されました。

4 エイズ感染を広げないために

企画者の中でも、子どもの間で性に関して話すことができない現状が話題になったりと、性に関しての話題のタブー視が結果的にエイズ感染に繋がってしまうことへ危惧を寄せました。

私は、世の中で「聞こえ」「外聞」といったものにとらわれがちになることが多いことに違和感を覚えます。大切なこと、必要なことは話すべきことです。それが子どもや、自分自身を守ることに繋がります。子どもが知りたい情報、知るべき情報を知りたい時、知るべき時に手に入れられる環境づくりを、家庭、学校、その他の機関で協力して作っていかねばならないと改めて思いました。

たかはま子ども市民憲章制定！

— 市民としての子ども観の確立へ —

喜 多 明 人（早稲田大学教授）

愛知県高浜市は、11月1日、子どもを市民として受けとめ、おとな市民とのパートナーシップを確立していくための「子ども市民憲章」を制定した。

そのもっとも特徴的なことは、子ども自身の言葉を、おとなの手を加えないまま憲章に盛り込んだことだ。子どもからのメッセージ8項がおとなからのメッセージ8項と並んで、ひときわきわだっている。

「子どもから」の5項では、「・・・イヤなことがあったら、『ムカつく』の一言で終わらせないで、自分の感情をもう少し細かい言葉で表現してもいい。」とある。この憲章を議した「子ども憲章づくり検討委員会」では、任期中の今年3月の最終会議でも「『ムカつく』という言葉は憲章にふさわしくない」というおとな委員の反発にあって、頓挫してしまった。その後パブリックコメントにかけられ、子ども側の「残してほしい」という強い要望もあり、7月の「子ども市民憲章普及啓発委員会」の会議でようやく、原文のまま採択された経緯がある。この憲章が地域のどう定着していくか見守っていききたい。

たかはま子ども市民憲章

2003年11月1日 高浜市制定

わたしたちは、国連・児童（子ども）の権利条約の理念をふまえ、人間性豊かで誇りの持てる高浜を創っていきます。そのためには、子どもとおとなが市民として、互いの意思と力を尊重し、理解を深め合うことが大切です。そこでわたしたちは、現在及び未来の高浜のまちを支え合っていくために、ここに「たかはま子ども市民憲章」を定めます。

【子どもから】

- 1 みんな幸せになる権利がある。だから、自分の心を閉ざさないで。短所も、別の見方をしたら長所かもしれない。自分のことをもっと好きになって楽しもう！
- 2 わたしは世界でただひとり、だから大切。あなたも世界でただひとり、だからやっぱり大切。お互い大切なんだから、いやがることはしないようにしよう。
- 3 学校の勉強だけが学ぶことじゃない。遊びからも友達からもた

くさん学ぶことができる。だから遊びと友達を大切に。もちろん勉強も大切！。

- 4 けんかはほどほどに。けんかもそんなに悪いことじゃない。けんかから学ぶことだってあるしね。
- 5 怒りたくてもすぐにださない。趣味や夢をみつけて発散しよう！それでもイヤなことがあったら「ムカつく」の一言で終わらせないで、自分の感情をもう少し細かい言葉で表現してもいい。
- 6 ひとりで悩んだりしないで、だれかに助けを求めたっていい。別に恥ずかしいことじゃないからさ。
- 7 なんでも今、自分が「一番」とは限らない。でもそれに近づこうにがんばって上をめざしていこう。自分らしい、自分なりのがんばりで、コツコツ コツコツ少しづつでいいよ。
- 8 何事にも全力投球！でも気楽に行こう。チャンスはいつもそばにある。

【おとなから】

- 1 自分を大切にし、希望をもって生きる姿勢を示していきたい。
- 2 どの子どももみんな一人ひとり違います、その違いをその人の豊かさとして受けとめます。
- 3 子どもが自分と周りを変える力をつけるために学び、活動していくことを支援します。
- 4 完全さを求めず、子どもが自分を出せるようにゆとりと寛容さをもって接していきます。
- 5 子どもに愛情を持って接し、干渉しすぎたり、ひとりで背負い込まないで、地域の人びととともに子どもの自治を支え、楽しく子育てを進めます。
- 6 子どもが安心して集い、交流し、ありのままの自分を出せるような居場所を子どもとともに創っていくよう努めます。
- 7 いじめや虐待など権利侵害を受けることなく、子どもが安心して生活できるように、いつでも相談でき、救済・回復できるようなしくみを整えるよう努めます。
- 8 子どもとともに、民族的、国民的、宗教的な偏見を持つことなく、相互の理解、寛容の精神のもとで、地球市民として日本と世界の平和を願い、この世界から戦争や争いがなくなるように努めていきたい。

連載

子どもの権利条約批准10年目企画

子どもの権利条約 A to Z

第3回

【第三条 子どもの最善の利益：子どもにとって一番いいことは子どもに聞こう！】

子どもの権利条約の批准から10年目を向かえた今年。あらためて子どもの権利条約を読んでみませんか？ このコーナーでは毎回条文をいくつか取り上げ、子どもに読んでもらうことを念頭においてわかりやすく解説していきます。もちろん、おとなの方もどうぞ！

安 部 芳 絵（子どもの参加ファシリテーター）

子どもに影響を与えるあらゆることについて、いろんな可能性を検討して、子どもにとって一番いいことが何かを考えなきゃいけない

せんよ、ということが3条には定められている。親や保護者が子どもにとって一番いいことができない場合は、国がかわりに一番いいことしなきゃいけない。そして、病院や児童相談所、少年院などの子どもたちに寄り沿うところで、基準が決まっているものはそれを守るようにしなきゃいけないし、基準が決まっていなければ国はそれをつくる工夫をしなきゃいけないってこと。基準っていうのは、例えば1000人子どもがいる施設でおとなの職員が1人しかいなかったらどうかな？子どもの心に寄り添えるおとなの数はきっちもっと多い方がいいよね。

ところで、子どもにとって一番いいことって誰が決めるんだろう？今回はそのヒントになるお話し。2001年12月、子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議というのが横浜で開催された。子どもの商業的性的搾取というのは、子ども買春・子どもポルノ・性的目的のための子どもの人身売買の3つ。これらについて世界中から政府やNGOの人、子ども・若者合わせて3千人が参加して話し合いがなされたんだ。

子どもの参加者の中には、実際に無理やり性的に虐待された経験のある人もいた。当時13才だったファティマもその一人。バングラデシュから参加したファティマは、9才のときに男性2人に誘拐されたんだって。そして、15日かけてインドへ連れて行かれるんだけど、移動させられている間、2人の男性からずっと性的に虐待されていたんだ。その後なんとか抜け出して、今はバングラデシュのNGOが運営する「シェルター」で生活しながら勉強したりしているんだ。

「自分は虐待された経験があるからこそ、世界会議に参加して伝えたかったことがあります。おとなは、人身売買された子どもを親もとに戻すのが一番いいと思い込みがちだけど、そうじゃない場合もたくさんあります。家に帰っても、性的に虐待されたことで親から嫌がられたり、親が子どもを売った場合はまた売られてしまうからです。だからこそ、ちゃんと私たちに寄り添ってくれるおとなのいる『シェルター』をつくってほしい」

ファティマが言うように、おとなが「よかれ」と思ってやっていることが実は子どもにとってベストではないこともあるんだ。だから、子どもにとって最もよいことは子どもに聞くのが一番なんだね。子どもの声については12条のところで詳しく話すことにするよ。

【第四条 締約国の実施義務】

子どもの権利条約を守ります、と約束した国は、みんなが権利を使えるように、ありとあらゆることをしてベストをつくしなさい、

というのが4条で決められている。その方法としては、自分の国の中にあるお金や人、科学技術や情報なんかを使ったり、自分の国だけでできないなあという場合は他の国と協力してやりなさい、って書かれてあるよ。

ありとあらゆることって、具体的にどんなことがあるのか少し考えてみよう。

まず法律。今の日本には、子どもに関する法律として「児童福祉法」「児童虐待防止法」「学校教育法」「児童買春・ポルノ処罰法」なんかがある（ちょっと聞いたことあるかな？）。たくさんあるんだけど、例えば一人の子どもが虐待されたときはこれなんだけど、その子の学校に関係することはこっちの法律で、とちょっと面倒なんだ。だから条約をベースにして「子ども法」みたいなものをつくっていくとわかりやすくなる。

法律のもとで実際にいろんな活動を進めていく機関も必要だよ。もちろんそのためには「子ども予算」も必要だし、そこで働く「人」もいる。今は、文部科学省や厚生労働省、法務省なんかに分かれてやっていることを、「子ども省」みないなのがまとめてやれたらいいね。

子どもの権利がどれくらい守られているかがすぐにわかるようなデータを集めることも大事。昨年、西東京市ではお祭りの会場で、小中学生が子どもたちに「図書館や児童館がどんなのだったら使いやすい？」というインタビュー調査をやったよ。愛知県高浜市では、中学生と高校生が市内の子どもに「自分のことが好きですか？」「いじめられたら誰に相談しますか？」などのアンケート調査をした。おとなには「あなたの子どもは自分のことが好きだと思いますか？」「いじめられたら誰に相談しますか？」って聞いていて、子どもとおとなの考えていることが全然違ったりしておもしろい結果がでている。今、高浜ではアンケートをもとに「子ども憲章」をつくっているところだ。こういうデータを集めるのは、子ども同士の方がおとなよりうまくやれるかもしれないね。

高浜市の子どもの調査では「生きていくのがしんどい」くらいいいじめにあった子がおとなが考えるよりも多かったんだけど、そんな子どもたちはどこに相談すればいいんだろう？子どもたちからの苦情や相談をうけつける機関もあるといいね。みんなの心によりそってくれるおとながそこにいるといいなあ。

あとは裁判のときにも子どもの権利条約をちゃんと忘れないでね、ってことかな。今回はなんだかちょっと難しかったけど、読んでくれてありがとう！

子ども関連TOPICS ⑤

国連・子どもの権利委員会

日本の第2回政府報告書の予備審査を終了

～2004年1月にいよいよ本審査～

平野 裕二（子どもの権利条約NGOレポート連絡会議）

2003年10月6日（月）午前10時～午後1時、国連・子どもの権利委員会の会期前作業部会で日本の第2回政府報告書の予備審査が行われた。

会期前作業部会における予備審査は、次の会期で報告書審査が予定されている国々で子どもの権利条約がどのように実施され、子どもの権利がどのように保障されているかについて予備的に検討する

ための場である。関連の国際機関やNGOの代表が招かれ、政府とは異なる視点から情報を提供するように求められる。委員会は、それらの情報をもとに「事前質問事項」(List of Issues)を作成して政府に送付し、報告書を補完する文書回答の提出を要請する。

日本からは、子どもの権利条約NGOレポート連絡会議(以下「連絡会議」、事務局／子どもの人権連)、日本弁護士連合会、第2回子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会(事務局／DCI日本支部)の3団体が会期前作業部会に招待された。いずれも、特定の分野だけを取り上げるのではない、総合的なレポートを提出した団体である。子どもの権利条約ネットワークは連絡会議に参加している。

予備審査は、各団体がそれぞれとくに強調したいと思っている論点についてプレゼンテーションを行ない、その後に委員からの質問に答えるという形で進められた。筆者がコーディネーターを務める連絡会議は、子ども政策や制度的基盤整備などの一般的措置、外国籍の子どもをはじめとするさまざまな集団への差別、子どもに対する暴力、思春期の子どもの健康、子どもの権利を視野に入れない教育「改革」、いわゆる「不法滞在」の子どもの収容・退去強制など、幅広い問題を取り上げた(プレゼンテーション全文は子どもの人権連機関誌『いんふおめーしょん』に掲載予定)。

会期前作業部会は非公開であるため、各団体がそのプレゼンテーションの内容を自発的に公開する場合を除き、詳細を明らかにすることはできない。しかし、各委員ともこちらの想像以上に日本の具体的問題についてよく承知しており、いずれの問題にも高い関心を示していたことを記しておく。とりわけ、日本の報告書審査で主導的役割を果たす「国別報告者」に指定された李亮喜(リー・ヤンヒー)委員(韓国)とシッタレラ委員(イタリア)は、NGO等が提出した情報を十分に読み込み、効果的な審査を目指してくれるはずである。

事前質問事項はすでに日本政府には送付されたと思われるが、その内容がNGOに明らかにされるのは11月中旬になる。なお最近の事前質問事項では、各分野について具体的な質問が掲げられていた第1回審査時とは異なる形式が採用されるようになった。現在では、

(1)必要な統計データ、(2)実施に関する一般的措置、(3)締約国報告書提出以降の新しい動き、(4)条約の翻訳文の4点についてのみ質問または情報提供の要請が行なわれ、具体的問題については(5)「本審査で取り上げることが予想される問題リスト」が掲げられるに留まっている。このような形式が採用されるようになったのは、文書回答を短くすることによって事務局や委員の負担を軽減するためである。

政府代表団を迎えて公開の場で行なわれる本審査は、いまのところ2004年1月28日(水)が予定されている。第35会期(2004年1月12日～30日)の最終審査国である。6時間という限られた時間のなかでどれだけ幅広く、なおかつ踏み込んだ審査ができるかは未知数だが、最近の審査では時間配分が比較的厳格に守られ、委員も焦点が明確で簡潔な質問をするようになってきていることから、NGOからの情報も十分に活用した効果的な審査となることを期待したい。

日本に対する提案・勧告等を盛り込んだ「総括所見」(Concluding Observations)は、本審査から2日後、会期の最終日にあたる1月30日(金)の午前中に採択・公開される。連絡会議では、総括所見をただちに日本語に翻訳して公開するとともに、そのフォローアップにも積極的にとりくんでいく予定である。

子どもの権利をほとんど視野にいれない、あるいは子どもの権利に真っ向から反する施策が次々と進められていくなか、今回の第2回報告書審査の意義はきわめて大きい。また、来年は日本の子どもの権利条約批准10周年でもある。1月の審査に向けてあらためて子どもの権利条約への関心を高め、子どもの権利の視点からさまざまな施策を見直していくことが必要である。

◆なお、国連・子どもの権利委員会はこの間、思春期の子どもの健康・発達に関する一般的意見4号、一般的実施措置に関する一般的意見5号、先住民族の子どもに関する一般的討議の勧告などを採択している。これらの文書の日本語訳や日本の報告書審査に関わる情報を含め、委員会の動向については筆者のウェブサイト(<http://homepage2.nifty.com/childrights/>)を参照。

子どもの権利条約フォーラム2003 in かわにし実行委員会だより

いよいよあと1ヵ月!!

「子どもの権利条約フォーラム2003 in かわにし」

□12月6日～7日、於：アステ川西、川西小学校(兵庫県川西市)

伊 美 聡 (かわにし子どもネットサポーター・関西大学大学院生)

12月6日はアステホールで、7日は川西小学校で開催されるフォーラムまで約1ヵ月足らずになりました。フォーラム開催に向けて、様々な団体が力を合わせて進めております。今回のニュースレターまでに、実行委員会は計6回開催され、フォーラムの要綱や全体会・分科会などの骨格が固まってきました。今回は、フォーラムの全体会や、分科会についてお伝えします。

今回の全体会のコンセプトを「子どもとおとなが一緒になってつくる場」「子どもからの意見を尊重する」とし、3つのパートに分けて進めることになりました。全体を通してのテーマは、「みんなで

話そう・やってみよう"子どもとおとなのいい関係"～【子ども×おとな＝たがいに元気になる】をキーワードに～と設定し、話し手と聴き手が互いに参加できるように進めてまいります。開会では、ビデオ「こんなフォーラム(広場)を!～子どもからのメッセージ～」をオープニングとします。

パート1では、「子どもとおとなの経験交流」ということで、川崎市で子どもの権利条約を生かす活動に取り組んでいる子ども、神戸フリースクールで活動している子どもたち、川西市の子どもオンブズパーソン経験者のみなさんから、体験談を話してもらいます。

パート2では、「いろいろな子どもとおとなの対話」とし、ブラジル人学校で学ぶ子ども、子ども条例作りに取り組む子どもやおとななどが話し手となって進めてまいります。また、ここでは、一般参加者もどんどん参加していただきます。

パート3では、「参加者でグループ交流」ということで、パート1・2を受けて、参加者全員でグループを作って、交流をしていただきます。

2日目の分科会は、合計15団体が企画・運営します。子どもの人権について、様々なワークショップが展開されます。分科会で出た意見を、最後に行われる全体会でのシンポジウム「フォーラム2003 in かわにし を振り返って」でまとめていきます。

今年のフォーラムは、様々な子どもとおとなとの交流を念頭においています。たくさんの方が参加して、交流できることを願います。

フォーラム問い合わせ先：子どもの権利条約フォーラム実行委員会事務局（津崎）

Fax:072-740-1233 Email: kkodomo@ares.eonet.ne.jp

分科会	テ - マ
1	新聞から読みとく子どものイメージ
2	座談会「不登校の子どもたちとともに」
3	ジェンダーってなあに？
4	映画「アリス・ヒトから人間への記録」&意見交換
5	「児童労働」ってなに？
6	「戦争で幸せになる人はいない」-子どもたちの叫び-
7	日本で暮らす外国籍の子どもたちの今
8	「子どもの権利条約」入門ワークショップ
9	ワークショップ「子どもたちの本音・おとなたちの言い分」
10	子どもがつくる「しゃべり場」
11	子どもを支援する人★語り合おう！
12	思春期の生と性を考える
13	非暴力アクション・ワークショップ
14	冒険プログラム「コミュニケーションゲーム」
15	「親が変わる・教師が変わる」をスタートに
16	座談会「子どものSOSを受け止め、支援できる社会を」

お知らせ

「子どもの権利条約入門セミナー2003」のお知らせ

5月より始まった「子どもの権利条約入門セミナー」。第5回、第6回を以下のとおりで開催します！

少人数でアットホームな雰囲気の中で、子どもの権利条約について、また条約を生かす取り組みについてを、わかりやすく学んでいきます。奮ってご参加ください！

■第7回 11月25日（火）

メディアと子どもの権利

平野 裕二さん（ARC代表）

■第8回 12月2日（火）

少年司法と子どもの権利

佐々木光明さん（三重短期大学教授）

時間：18：30～20：30（受付開始18：00）

会場：子どもの権利条約ネットワーク事務所（みなとNPOハウス4階）
地下鉄日比谷線・大江戸線「六本木」駅徒歩2分（旧三河台中学校・俳優座裏）

定員20名 ＊資料・会場の準備があるので事前申込をお願いします。

お申し込み・お問い合わせ：子どもの権利条約ネットワーク

〒106-0032 港区六本木4-7-14みなとNPOハウス4F

03-3746-0744（火・金12：00～17：00）

E-mail nrcr@abeam.ocn.ne.jp

※留守のときは、留守電・FAX・メールをご利用ください。

総合的研究誌「子どもの権利研究」

子どもの権利総合研究所編（日本評論社・販売協力）定価 2000円

創刊号 特集 子どもの権利の総合的保障と学際研究 2002年7月刊行

第2号 特集 自治体子ども施策と子どもの権利 2003年1月刊行

第3号 特集 現代日本の子ども法制と子どもの権利の展望 2003年7月刊行

■現行法制をめぐる動向と子どもの権利 ○日本国憲法法制と子どもの権利 ○教育基本法制と日本の子ども ○児童福祉法制と日本の子ども ○少年法制と日本の子ども

■シンポジウム「現代日本の子ども法制と子どもの権利の展望」まとめ ◇世界と日本の子どもの権利救済制度 1世界各国の「子どもの権利救済」制度—国連子どもの権利委員会から 2子どもオンブズにおける第三者性の法的構造—ノルウェー・日本における制度を手がかりとして 3日本における子どもの救済制度の現状と課題 ◇「改正少年法」の運用と課題 1「原則逆送」事件の実例—事例および全国的調査の分析から 2家庭裁判所の運用実態—全司法のアンケート調査を中心に 3少年の立ち寄り支援の現場から—児童自立支援施設を中心に

■論説 ○「韓国の子どもの権利研究の現状と課題」○性的搾取と子どもの権利 ○平成期学校事故判例と安全基準

■自治体条例研究 ○富山県小杉町子どもの権利条例

定期購読募集中 / 年間4000円（送料込み・年2回発行・B5版100頁）

創刊号：2002年7月 第2号：2003年1月

郵便振込み申込で直接申し込まれるか、下記事務局へお問い合わせ下さい。

郵便振替00150-3-164280 口座名称 子どもの権利条約総合研究所

研究所事務所：〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1 喜多明人宛

研究所分室（水曜日10：00～16：00）TEL・FAX 03-5286-3595 E-Mail：cnc21@lycos.jp

「子どもの権利条約」No.70

2003年10月20日発行

★発行（隔月刊）

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14

みなとNPOハウス 4F

TEL&FAX 03-3746-0744

（事務所受付時間／火・金12：00～17：00）

ホームページ

http://www6.ocn.ne.jp/~nrcr/

Eメール nrcr@abeam.ocn.ne.jp

★発行人 喜多明人

★編集人 内田塔子

★年会費 5000円 学生3000円

18歳未満1000円

定期購読4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷（株）第一プリント